【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月28日提出
【計算期間】	第34期特定期間（自 平成20年12月1日 至 平成21年5月31日）
【ファンド名】	りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）
【発行者名】	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 青木 章人
【連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】	03-3660-5102
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／債券／ＭＭＦに属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（2）ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ＭＭＦ （マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債	年１回 年２回 年４回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリーファンド	あり （　）	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対

社債 その他債券 クレジット属性（　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年６回 （隔月） 年１２回 （毎月） 日々 その他 （　）	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 （　　）	収益追求型 その他 （　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券　一般	目論見書または投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるものをいい、公債、社債およびその他債券にあてはまらないものすべてのものをいいます。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

1)内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2)取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込み手数料はかかりません。

※取得日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回っているときは、取得できません。

1.取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

2.取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

※ご換金について、取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額[※1]が差し引かれます。

※1「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

3)収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

4)収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に１ヵ月※分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

※前月の最終営業日（その翌日以降に取得された場合は取得日）から当月の最終営業日の前日までの期間

5)マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優）適格の投資信託です。

平成18年以降、マル優制度は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改められました。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

①委託会社及びファンドの関係法人

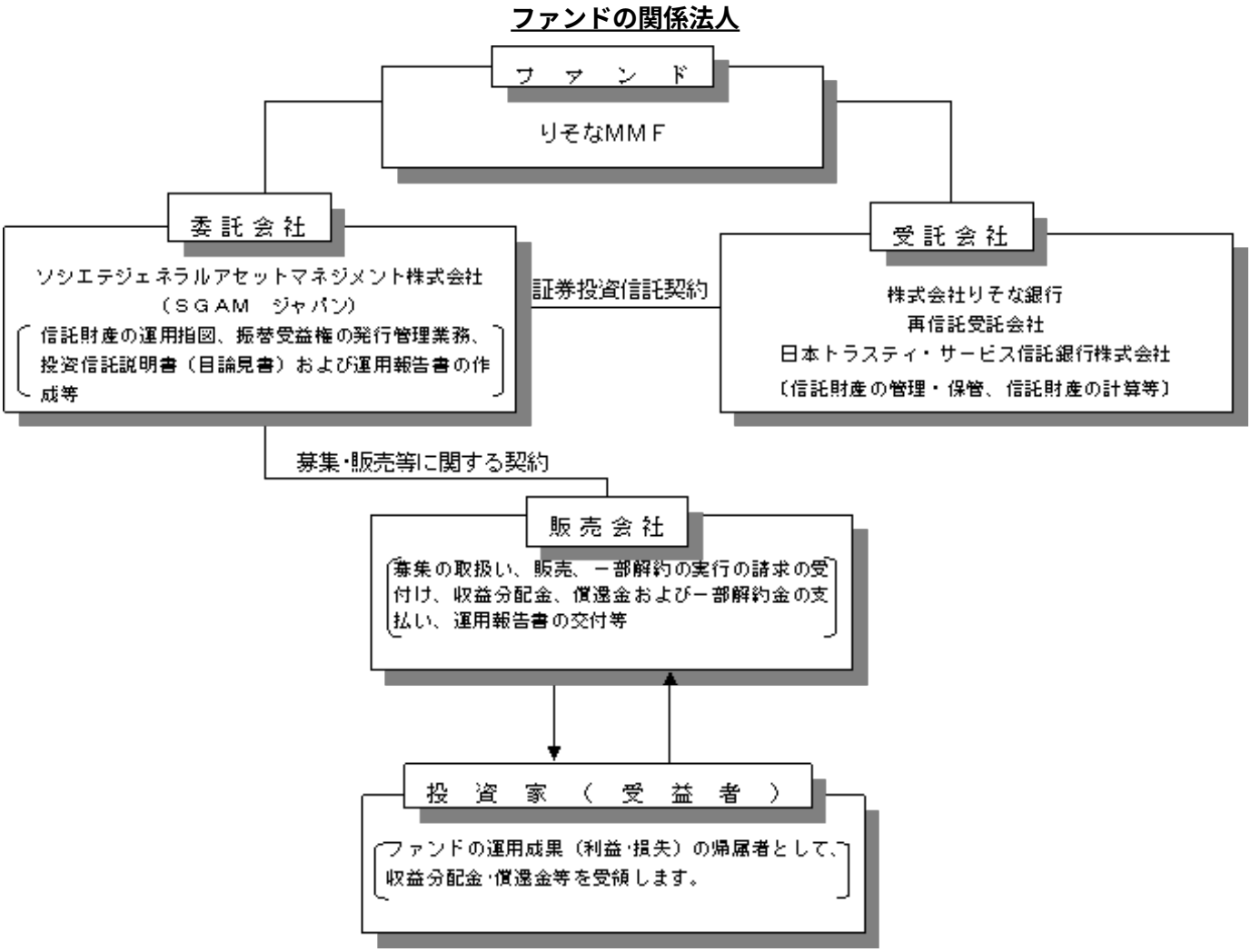

≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要

募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

②委託会社の概況

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	１２億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現ＳＧＡＭノースパシフィック株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大株主の状況	名　　称	住　　所	所有株式数	比　　率
	ＳＧＡＭノースパシフィック株式会社	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「ＳＧＡＭ」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント （本社・フランス　パリ）	ＳＧＡＭ
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 （本社・日本　東京）	ＳＧＡＭ ジャパン

２ 【投資方針】

(1) 【投資方針】

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

(2) 【投資対象】

①主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

③有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。

⑥信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

(3) 【運用体制】

①投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

運用体制

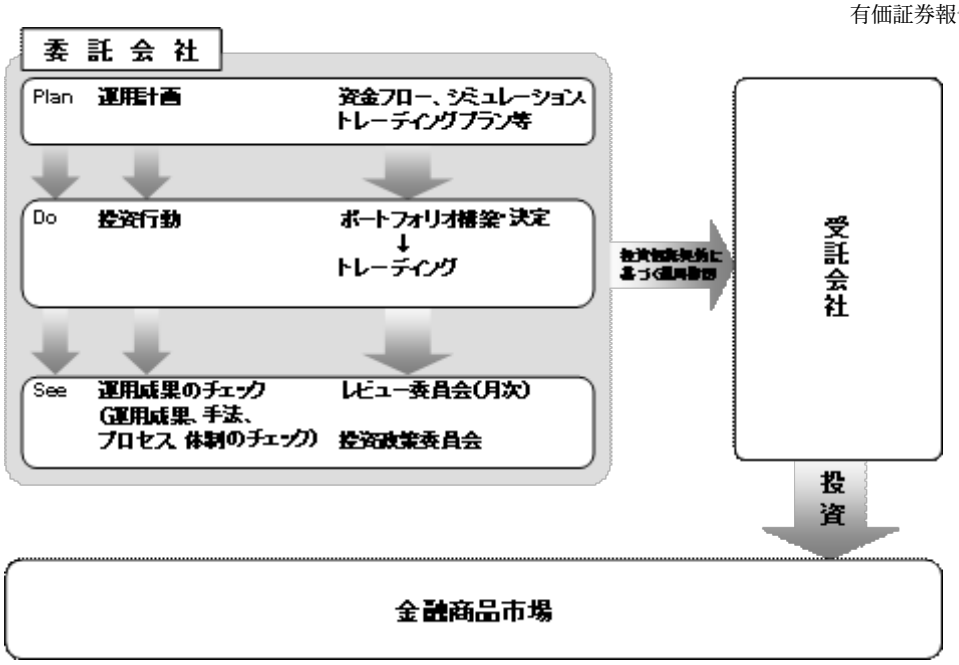

※ 委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・運用本部各運用部　（５名程度）
投資行動・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（５名程度）
運用成果のチェック・・レビュー委員会（７名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
証券投資信託の運用に関する規則
内部管理体制に関する規程
服務規程（ファンド・マネージャー用）
クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

ファンドは毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

②収益の分配

信託財産から生ずる利益（以下の1)に掲げる収益等の合計額が以下の2)に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。）は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（以下の1)の合計額が2)の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1)毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

2)毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

③収益分配金の再投資

1)受託者が、委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（その翌日以降に追加設定を行った場合については追加設定日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

2)販売会社は、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

（イ）投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。）、外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する円貨建公社債については、金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

（ロ）株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行いません。

（ハ）外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ニ）先物取引等の運用指図

1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

2.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことを指図できます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ホ）スワップ取引の運用指図

1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。

2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

4)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

5)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

（へ）同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ト）資金の借入れ

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2)前記1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1.一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3)前記2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

このほか、委託会社は社団法人投資信託協会規則「ＭＭＦ等の運営に関する規則」（平成16年3月19日制定）に基づいた運用を行っております。

３ 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金※と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※ 預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1)金利リスク

ファンドは主として債券に投資を行います。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。

2)信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

3)流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする場合、需要（または供給）がないため、市場実勢を大幅に下回る（上回る）価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間での大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなるおそれがあり、それらの影響により、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

4)為替リスク※

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建てで値上がりした場合でも、投資先通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建て証券の円換算価格は下落することがあります。なお、ファンドにおいて、外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回避することに努めます。

※ただし、前記「ＭＭＦ等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定）の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。」とされており、ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

投資信託と預貯金・投資家等保護制度との関係について

投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

② その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)解約の中止

金融商品市場（本書において、金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」とい

い、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制

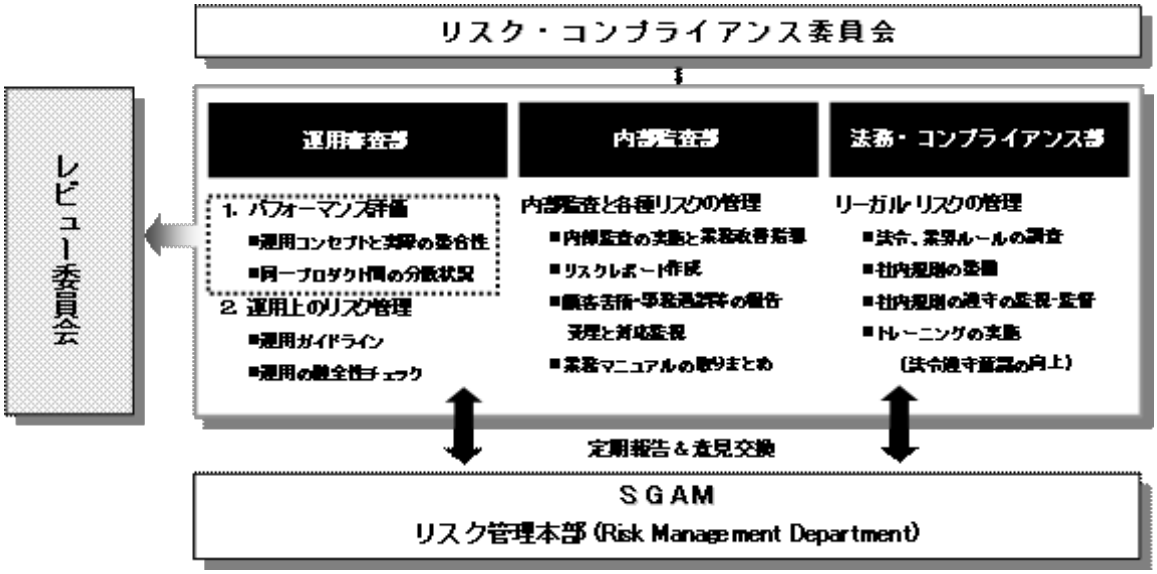

※委託会社のリスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

４ 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日[※1]から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額[※2]が差し引かれます。

※1「取得日」については、「６ 手続等の概要（1)申込（販売）手続等」をご参照ください。
※2「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額

委託会社（販売会社に対する報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が

年10,000分の35.557以下の場合には、年10,000分の35.557以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

※信託報酬率は、委託会社（後述の「6 手続等の概要 (1)申込（販売）手続等」のお問い合わせ先をご参照ください。）にお問い合わせください。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社（①）	受託会社（②）
信託報酬率－(①＋②)	信託報酬率×24.557／35.557	次の1.あるいは2.の率のうち、いずれか低い率 1.年万分の2.5 2.信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。 （信託報酬率） 年0.15%超　信託報酬率×7.03／100 年0.10%超　0.15%以下　信託報酬率×7.45／100 年0.05%超　0.10%以下　信託報酬率×8.08／100 年0.01%超　0.05%以下　信託報酬率×9.43／100 年0.005%超　0.01%以下　信託報酬率×11.32／100 年0.005%以下　信託報酬率×13.81／100

※販売会社に配分される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託事務等の諸費用

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2)信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払われます。

② その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者（法人を含みます。）に対する課税については、次のような取扱いになります。なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 収益分配金

ファンドの収益分配金は、一律20%（所得税15%、地方税５%）の源泉分離課税で、確定申告の必要はありません。なお、法人受益者の場合、源泉徴収された税金は、申告の際に税額控除の対象となります。また、一部解約時にお受取りの収益分配金に対する税金も税額控除の対象となります。

② 一部解約時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

③ マル優制度について

ファンドはマル優の対象となっており、元金350万円まで非課税となります。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

平成21年6月30日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	17,988,261,390	71.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	7,328,100,989	28.95
合計（純資産総額）	―	25,316,362,379	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	額面（円）	帳簿価額		時価評価額		利率（%）	償還期限	投資比率（%）
				単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）			
日本	国債証券	第30回国庫短期証券	2,500,000,000	99.91	2,497,996,490	99.91	2,497,996,490	0	2009年12月10日	9.87
		第14回国庫短期証券	2,000,000,000	99.99	1,999,936,604	99.99	1,999,936,604	0	2009年7月6日	7.90
		第562回政府短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,929,764	99.99	1,499,929,764	0	2009年7月10日	5.92
		第16回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,893,020	99.99	1,499,893,020	0	2009年7月13日	5.92
		第27回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,583,114	99.97	1,499,583,114	0	2009年8月24日	5.92
		第28回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,552,945	99.97	1,499,552,945	0	2009年8月31日	5.92
		第29回国庫短期証券	1,500,000,000	99.96	1,499,506,972	99.96	1,499,506,972	0	2009年9月7日	5.92
		第15回国庫短期証券	1,500,000,000	99.93	1,499,032,136	99.93	1,499,032,136	0	2009年10月9日	5.92
		第23回国庫短期証券	1,500,000,000	99.93	1,499,000,448	99.93	1,499,000,448	0	2009年11月10日	5.92
		第33回国庫短期証券	1,500,000,000	99.80	1,497,012,405	99.80	1,497,012,405	0	2010年6月21日	5.91
		第18回国庫短期証券	1,500,000,000	99.78	1,496,817,492	99.78	1,496,817,492	0	2010年4月20日	5.91

※全11銘柄
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。
※単価は額面100円当たりの価格です。

種類別投資比率

平成21年6月30日現在

地域	種類	投資比率（%）
日本	国債証券	71.05
合計		71.05

＊投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年6月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額（1万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13期特定期間末　（平成10年11月29日）	69,303	69,304	10,000	10,000

第14期特定期間末　（平成11年 5月30日）	103,914	103,915	10,000	10,000
第15期特定期間末　（平成11年11月29日）	188,465	183,466	10,000	10,000
第16期特定期間末　（平成12年 5月30日）	282,517	282,518	10,000	10,000
第17期特定期間末　（平成12年11月29日）	240,750	240,751	10,000	10,000
第18期特定期間末　（平成13年 5月30日）	254,925	254,926	10,000	10,000
第19期特定期間末　（平成13年11月30日）	210,263	210,264	10,000	10,000
第20期特定期間末　（平成14年 5月31日）	72,542	72,542	10,000	10,000
第21期特定期間末　（平成14年11月30日）	60,263	60,263	10,000	10,000
第22期特定期間末　（平成15年 5月31日）	47,062	47,062	10,000	10,000
第23期特定期間末　（平成15年11月30日）	38,453	38,453	10,000	10,000
第24期特定期間末　（平成16年 5月31日）	31,627	31,627	10,000	10,000
第25期特定期間末　（平成16年11月30日）	28,509	28,509	10,000	10,000
第26期特定期間末　（平成17年 5月31日）	25,880	25,880	10,000	10,000
第27期特定期間末　（平成17年11月30日）	24,340	24,340	10,000	10,000
第28期特定期間末　（平成18年 5月31日）	20,940	20,940	10,000	10,000
第29期特定期間末　（平成18年11月30日）	21,685	21,686	10,000	10,000
第30期特定期間末　（平成19年 5月31日）	24,950	24,950	10,000	10,000
第31期特定期間末　（平成19年11月30日）	24,095	24,095	10,000	10,000
第32期特定期間末　（平成20年 5月31日）	22,673	22,673	10,000	10,000
第33期特定期間末　（平成20年11月30日）	26,446	26,446	10,000	10,000
第34期特定期間末　（平成21年 5月31日）	25,775	25,775	10,000	10,000
平成20年 6月末日	23,952	－	10,000	－
7月末日	25,580	－	10,000	－
8月末日	26,928	－	10,000	－
9月末日	28,424	－	10,000	－
10月末日	26,727	－	10,000	－
11月末日	26,446	－	10,000	－
12月末日	24,774	－	10,000	－
平成21年 1月末日	24,716	－	10,000	－
2月末日	24,274	－	10,000	－
3月末日	22,618	－	10,000	－
4月末日	23,694	－	10,000	－
5月末日	25,775	－	10,000	－
6月末日	25,316	－	10,000	－

② 【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第13期特定期間(平成10年5月29日～平成10年11月29日)	26.65
第14期特定期間(平成10年11月30日～平成11年5月30日)	19.29
第15期特定期間(平成11年5月31日～平成11年11月29日)	11.71
第16期特定期間(平成11年11月30日～平成12年5月30日)	10.42
第17期特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	10.91
第18期特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	11.93
第19期特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	6.04
第20期特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	6.16
第21期特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	1.56
第22期特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	1.22

第23期特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.46
第24期特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.37
第25期特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.36
第26期特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.41
第27期特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.66
第28期特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	1.73
第29期特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	11.97
第30期特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	19.79
第31期特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	24.65
第32期特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	23.27
第33期特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	24.14
第34期特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月31日)	10.76

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第13期特定期間(平成10年5月29日～平成10年11月29日)	0.27
第14期特定期間(平成10年11月30日～平成11年5月30日)	0.19
第15期特定期間(平成11年5月31日～平成11年11月29日)	0.12
第16期特定期間(平成11年11月30日～平成12年5月30日)	0.10
第17期特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	0.11
第18期特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	0.12
第19期特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	0.06
第20期特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	0.06
第21期特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	0.02
第22期特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	0.01
第23期特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.00
第24期特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.00
第25期特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.00
第26期特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.00
第27期特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.01
第28期特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	0.02
第29期特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	0.12
第30期特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	0.20
第31期特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	0.25
第32期特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	0.23
第33期特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	0.24
第34期特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月31日)	0.11

(注)収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第１ 【ファンドの沿革】

平成4年6月30日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を「あさひ東京MMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）」から「りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）」に変更

第２ 【手続等】

１ 【申込（販売）手続等】

1)ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、以下のお問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) 1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1.申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。
ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

2.申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。
ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3)ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。

4)なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、販売会社にお問い合わせください。

お問い合わせは
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで
お電話によるお問い合わせ先 ： フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104
受付は委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで
（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前９時から正午まで）
インターネットでのお問い合わせ先 ： ホームページアドレス： www.sgam.co.jp

２ 【換金（解約）手続等】

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記「１ 申込（販売）手続等」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

1)解約請求によりいつでも換金することができます。

2)委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3)販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額※を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途で解約または買取りされる受益者の換金代金から差

し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

4)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

5)解約代金（一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。）は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払うものとします。

6)販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

7)解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前11時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

8)委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

9)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記2)の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第３ 【管理及び運営】

１ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1)基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）

2)基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「第２ 手続等 １ 申込（販売）手続等」をご参照ください。

3)組入資産の評価方法について（「ＭＭＦ等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成16年3月19日制定））

ａ．組入れ債券等の評価

(1)組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

①日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）
②金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）また登録金融機関等が提示する価額（売気配相場を除く。）
③価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、投資信託協会規則の他の規定に基づき評価するものとする。

b．償却原価法による評価

(1)次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。
①残存期間が1年以内の債券で、A-２またはP-２格相当以上の短期格付もしくはA３またはA-格相当以上の長期格付を取得している債券
②満期保有目的債券

(2)(1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日に当る場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3)償却原価法により評価している債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4)外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1.信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
2.予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2.委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。

5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

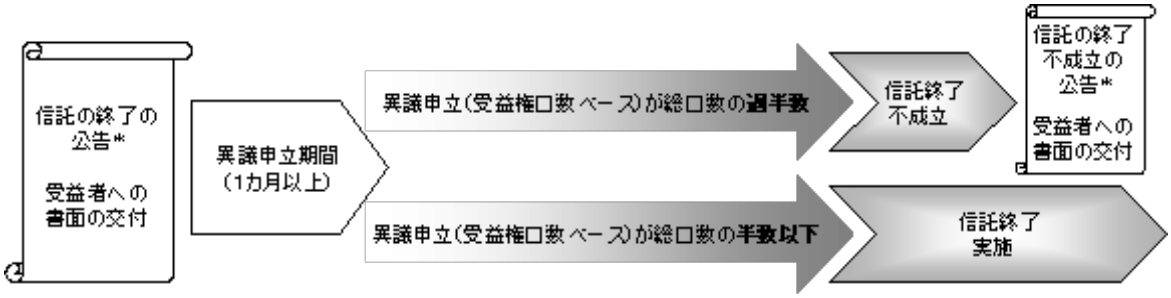

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

6.前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

8.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2）信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9.受託会社がその任務を辞任および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

2)信託約款の変更

1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。

5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.～5.までの規定にしたがいます。

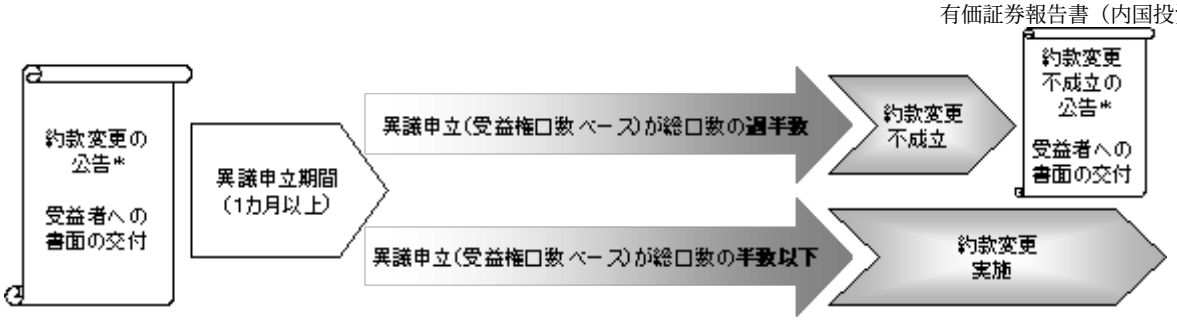

* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

3)反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1)信託の終了」または「2)信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4)委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6)運用経過の報告

委託会社は1年に2回（5月、11月）運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7)公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

8)信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

9)関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱いに関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

10)開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（http://info.edinet-fsa.go.jp/）にて閲覧することができます。

2 【受益者の権利等】

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、また、償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

③収益分配金に対する請求権

1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2)収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。

3)販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益権に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

④償還金に対する請求権

1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2)償還金および償還の対象となる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

⑤換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第２　手続等　２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第４【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び当期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

　また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び当期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成20年11月30日現在)	当期 (平成21年５月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,458,377,236	4,789,050,800
国債証券	20,986,535,398	19,490,960,199
現先取引勘定	5,998,563,000	4,493,925,000
未収利息	267,204	71,394
流動資産合計	29,443,742,838	28,774,007,393
資産合計	29,443,742,838	28,774,007,393
負債の部		
流動負債		
未払金	2,996,157,000	2,998,039,500
未払収益分配金	1,057,852	309,303
未払受託者報酬	14,130	13,770
未払委託者報酬	159,762	155,712
その他未払費用	1,140	1,110
流動負債合計	2,997,389,884	2,998,519,395
負債合計	2,997,389,884	2,998,519,395
純資産の部		
元本等		
元本	26,446,334,043	25,775,481,631
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,911	6,367
元本等合計	26,446,352,954	25,775,487,998
純資産合計	26,446,352,954	25,775,487,998
負債純資産合計	29,443,742,838	28,774,007,393

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年６月１日 至 平成20年11月30日	当期 自 平成20年12月１日 至 平成21年５月31日
営業収益		
受取利息	23,585,795	5,215,312
有価証券売買等損益	49,440,422	31,233,301
その他収益	95,740	23,710
営業収益合計	73,121,957	36,472,323
営業費用		
受託者報酬	844,341	792,390
委託者報酬	9,547,416	8,959,978
その他費用	68,113	63,911
営業費用合計	10,459,870	9,816,279
営業利益	62,662,087	26,656,044
経常利益	62,662,087	26,656,044
当期純利益	62,662,087	26,656,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	―	―
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,525	18,911
剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
分配金	62,654,701	26,668,588
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,911	6,367

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	前期 自　平成20年 6月 1日 至　平成20年11月30日	当期 自　平成20年12月 1日 至　平成21年 5月31日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は平成20年6月1日から平成20年11月30日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成20年12月1日から平成21年5月31日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 （平成20年11月30日現在）	当期 （平成21年5月31日現在）
1.特定期間の末日における受益権の総数 26,446,334,043口	1.特定期間の末日における受益権の総数 25,775,481,631口
2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0000円 （10,000口当たり純資産額　10,000円）	2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0000円 （10,000口当たり純資産額　10,000円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 62,673,612円のうち、62,654,701円（1万口当たり24.14円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 26,674,955円のうち、26,668,588円（1万口当たり10.76円）を分配金額としております。

項　目		
配当等収益額	A	23,585,795円

項　目		
配当等収益額	A	5,215,312円

有価証券売買等損益	B	49,440,422円
その他収益	C	95,740円
期首剰余金	D	11,525円
控除費用	E	10,459,870円
当ファンドの分配対象収益額	F=A＋B＋C＋D－E	62,673,612円
1万口当たり分配金額	G	24.14円
収益分配金金額	H	62,654,701円

有価証券売買等損益	B	31,233,301円
その他収益	C	23,710円
期首剰余金	D	18,911円
控除費用	E	9,816,279円
当ファンドの分配対象収益額	F=A＋B＋C＋D－E	26,674,955円
1万口当たり分配金額	G	10.76円
収益分配金金額	H	26,668,588円

（関連当事者との取引に関する注記）

前期（自 平成20年 6月 1日　至 平成20年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年12月 1日　至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

前期（自 平成20年 6月 1日　至 平成20年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年12月 1日　至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

前期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
期首元本額　22,673,228,894円	期首元本額　26,446,334,043円
期中追加設定元本額　12,336,795,985円	期中追加設定元本額　6,555,937,752円
期中一部解約元本額　8,563,690,836円	期中一部解約元本額　7,226,790,164円

2.売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自　平成20年 6月 1日 至　平成20年11月30日		当期 自　平成20年12月 1日 至　平成21年 5月31日	
種　　類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	20,986,535,398	320,738	19,490,960,199	133,634
合　　計	20,986,535,398	320,738	19,490,960,199	133,634

3.デリバティブ取引関係

前期（自 平成20年 6月 1日　至 平成20年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年12月 1日　至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成21年5月31日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第６回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,999,831	
	第７回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,926,652	
	第１３回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,744,637	
	第１４回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,557,284	
	第１５回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,741,856	
	第１６回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,625,870	
	第１８回国庫短期証券	1,500,000,000	1,496,491,662	
	第２３回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,773,288	
	第２７回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,351,604	
	第２８回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,333,135	
	第５５６回政府短期証券	2,500,000,000	2,499,718,196	
	第５６２回政府短期証券	1,500,000,000	1,499,696,184	
小 計	銘柄数：12	19,500,000,000	19,490,960,199	
	組入時価比率：75.6%		100%	
合 計			19,490,960,199	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年6月30日現在

Ⅰ 資産総額	25,316,494,179 円
Ⅱ 負債総額	131,800 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	25,316,362,379 円
Ⅳ 発行済口数	25,316,355,392 口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たりの純資産額）	1.0000 円 （10,000） 円

第５ 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第13期特定期間(平成10年5月29日～平成10年11月29日)	66,369,119,189	103,391,457,389
第14期特定期間(平成10年11月30日～平成11年5月30日)	117,737,965,534	83,127,299,753
第15期特定期間(平成11年5月31日～平成11年11月29日)	193,823,235,305	109,272,350,266
第16期特定期間(平成11年11月30日～平成12年5月30日)	271,216,605,420	177,164,724,447
第17期特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	251,491,027,041	293,257,700,783
第18期特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	203,502,585,035	189,327,543,235
第19期特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	97,975,254,706	142,636,889,385
第20期特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	21,149,360,233	158,870,796,812
第21期特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	10,185,139,214	22,463,851,898
第22期特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	8,755,093,761	21,955,871,373
第23期特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	3,895,017,111	12,504,689,718
第24期特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	3,567,942,953	10,393,758,580
第25期特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	4,533,172,494	7,651,308,469
第26期特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	2,803,507,398	5,431,915,568
第27期特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	4,445,012,696	5,985,518,045
第28期特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	3,467,540,267	6,867,398,705
第29期特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	6,115,873,222	5,370,241,145
第30期特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	9,435,137,827	6,170,839,861
第31期特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	8,510,700,025	9,365,650,194
第32期特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	5,405,450,402	6,827,542,634
第33期特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	12,336,795,985	8,563,690,836
第34期特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月31日)	6,555,937,752	7,226,790,164

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本の額

本書提出日現在

資本金の額　　：12億円

発行株式総数　　：9,000,000株

発行済株式総数　　：2,400,000株

過去５年間における資本の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

① 委託会社の意思決定機構

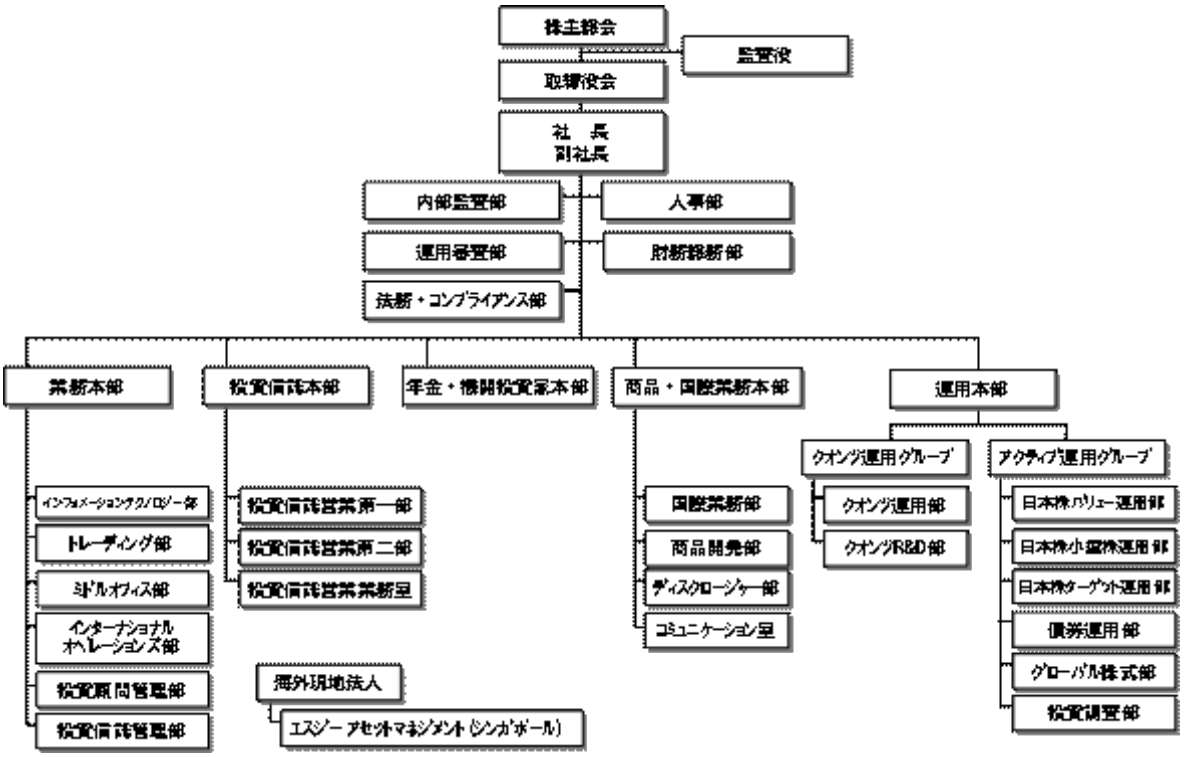

当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長、副会長および社長各１名、副社長３名以内、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に４回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

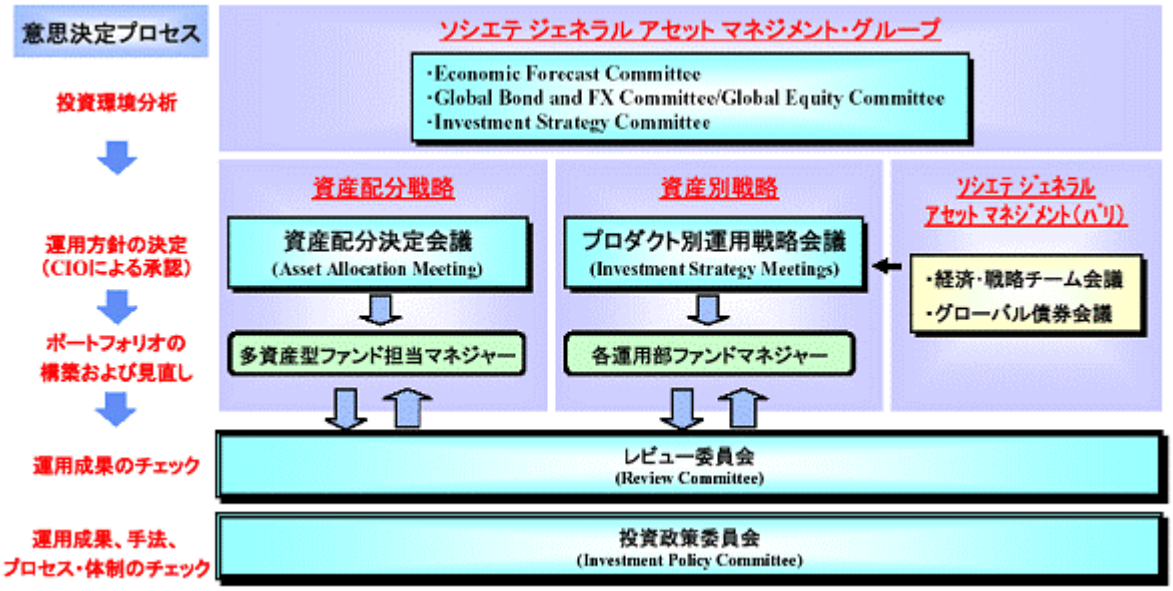

・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで開催される「Economic Forecast Committee」で決定したマクロ見通しをベースに「Global Bond and FX Committee」「Global Equity Committee」を経て「Investment Strategy Committee」でグループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
・決定事項にしたがい、多資産型ファンド担当マネージャーは、各運用部のファンド・マネージャーにアロケーションの指示、また各運用部のファンド・マネージャーは、ポートフォリオの構築・見直しを行います。
・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託（公募）は平成21年6月末日現在、34本であり、その純資産総額の合計は2,286億円です。

種　　類	本　数	純 資 産 （百 万 円）
単位型株式投資信託	4	4,776
単位型公社債投資信託	3	4,726
追加型株式投資信託 （うちファンド・オブ・ファンズ）	26 (4)	193,881 (41,846)
追加型公社債投資信託	1	25,316
合　　計	34	228,699

３【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第27期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。また、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別 科目	第27期 （平成20年3月31日現在） 金額		構成比	第28期 （平成21年3月31日現在） 金額		構成比
（資産の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動資産						
1 現金・預金		3,202,614			3,156,430	
2 有価証券		-			304,050	
3 前払費用		52,515			73,159	
4 未収還付法人税等		-			220,066	
5 未収入金		16,762			21,409	
6 未収委託者報酬 *1		458,802			361,039	
7 未収運用受託報酬 *1		724,358			520,720	
8 未収投資助言報酬 *1		114,984			32,635	
9 繰延税金資産		133,000			48,000	
10 立替金		55,448			18,097	
11 その他 *1		5,415			5,088	
12 貸倒引当金		-			△4	
流動資産計		4,763,898	63.7		4,760,688	69.2
Ⅱ 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物 *2	106,464			97,726		
(2) 器具備品 *2	89,509			132,384		
有形固定資産計		195,973	2.6		230,109	3.3
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア	8,991			13,317		
(2) 電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		11,210	0.1		15,536	0.2
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	1,232,884			618,262		
(2) 関係会社株式	168,117			168,117		
(3) 関係会社長期貸付金 *1	850,000			850,000		
(4) 長期未収入金	-			9,000		
(5) 長期差入保証金	242,313			230,137		
(6) ゴルフ会員権	17,890			5,440		
(7) 繰延税金資産	3,000			1,000		
(8) 貸倒引当金	△10,040			△12,640		
投資その他の資産計		2,504,163	33.5		1,869,316	27.2
固定資産計		2,711,347	36.3		2,114,962	30.8
資産合計		7,475,245	100.0		6,875,650	100.0

期別 科目	第27期 （平成20年3月31日現在） 金額		構成比	第28期 （平成21年3月31日現在） 金額		構成比
（負債の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動負債						
1 リース債務		-			11,731	
2 預り金 *1		218,812			180,159	
3 未払金						
(1)未払償還金	23,310			14,564		
(2)未払手数料 *1	286,778			219,436		
(3)その他未払金 *1	11,302	321,389		23,057	257,057	
4 未払費用 *1		397,015			161,982	
5 未払法人税等		380,285			-	
6 未払消費税等		22,291			9,336	
7 前受収益		110			167	
8 賞与引当金		111,000			87,177	
9 役員賞与引当金		17,700			15,578	
10 逸失利益補償損失引当金		50,000			-	
11 その他		7,756			7,387	
流動負債計		1,526,357	20.4		730,574	10.6
Ⅱ 固定負債						
1 リース債務		-			9,733	
2 賞与引当金		6,718			3,293	
3 役員賞与引当金		6,970			3,417	
4 役員退職慰労引当金		21,760			-	
固定負債計		35,449	0.5		16,444	0.2
負債合計		1,561,806	20.9		747,018	10.9
（純資産の部）						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金		1,200,000	16.1		1,200,000	17.5
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	14.4		1,076,268	15.7
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金	110,093			110,093		
(2) その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,925,091			2,143,031		
利益剰余金計		3,635,184	48.6		3,853,124	56.0
株主資本計		5,911,452	79.1		6,129,392	89.1
Ⅱ 評価・換算差額等						

1	その他有価証券評価差額金		1,987	0.0		△761	△0.0
	評価・換算差額等計		1,987	0.0		△761	△0.0
	純資産合計		5,913,439	79.1		6,128,631	89.1
	負債・純資産合計		7,475,245	100.0		6,875,650	100.0

(2)【損益計算書】

期別 科目	第27期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）			第28期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）		
	金額		百分比	金額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 営業収益						
1 委託者報酬	2,805,185			2,690,051		
2 運用受託報酬	2,892,999			2,180,523		
3 投資助言報酬	346,425	6,044,609	100.0	235,867	5,106,441	100.0
Ⅱ 営業費用						
1 支払手数料	1,414,304			1,343,455		
2 広告宣伝費	121,768			37,759		
3 公告費	1,731			5,544		
4 受益証券発行費	180			-		
5 調査費						
(1) 調査費	426,925			376,693		
(2) 委託調査費	248,367			174,969		
6 営業雑経費						
(1) 通信費	13,100			10,684		
(2) 印刷費	209,732			104,833		
(3) 協会費	724	2,436,832	40.3	8,675	2,062,613	40.4
Ⅲ 一般管理費						
1 給料						
(1) 役員報酬	144,261			131,505		
(2) 給料・手当	1,564,340			1,598,540		
(3) 賞与	215,348			210,561		
(4) 役員賞与	29,720			1,100		
2 交際費	10,355			5,715		
3 旅費交通費	122,882			56,113		
4 租税公課	33,103			27,672		
5 不動産賃借料	223,834			219,017		
6 賞与引当金繰入	119,000			82,633		
7 役員賞与引当金繰入	26,000			12,161		
8 退職給付費用	49,801			45,921		
9 固定資産減価償却費	31,769			37,872		
10 福利厚生費	253,778			236,020		
11 諸経費	168,475	2,992,666	49.5	160,828	2,825,660	55.3
営業利益		615,111	10.2		218,168	4.3

Ⅳ 営業外収益						
1 受取配当金 *1	577,543			30		
2 有価証券利息	9,508			19,324		
3 受取利息 *1	11,908			14,801		
4 ゴルフ会員権売却益	-			107		
5 投資有価証券売却益	536			-		
6 投資信託監査報酬差益	24,608			28,560		
7 雑収入	1,863	625,966	10.4	2,378	65,199	1.3
Ⅴ 営業外費用						
1 支払利息	-			53		
2 為替差損	28,478			36,422		
3 有価証券売却損	-			4,839		
4 ゴルフ会員権売却損	-			271		
5 雑損失	287	28,766	0.5	52	41,637	0.8
経常利益		1,212,311	20.1		241,731	4.7
Ⅵ 特別利益						
1 集団訴訟和解金 *2	-			4,592		
2 逸失利益補償損失引当金戻入益	-			17,932		
3 過年度償却債権取立益	-			5,169		
4 業務補助補償	61,996			-		
5 過年度計上未払費用訂正	12,321			-		
6 残余財産分配益	1,180			-		
7 分配金償還金時効益	47,915	123,412	2.0	7,729	35,422	0.7
Ⅶ 特別損失						
1 器具備品除却損	337			26		
2 逸失利益補償損失引当金繰入	50,000	50,337	0.8	-	26	0.0
税引前当期純利益		1,285,386	21.3		277,127	5.4
法人税、住民税及び事業税	538,091			20,953		
法人税、住民税及び事業税還付税額	12,036			52,965		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	26,700			2,314		
法人税等調整額	△15,816	536,940	8.9	88,885	59,187	1.2
当期純利益		748,446	12.4		217,940	4.3

(3)【株主資本等変動計算書】

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）　　（単位：千円）

株主資本			
資本金	前期末残高		1,200,000
	当期末残高		1,200,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		1,076,268
	当期末残高		1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高		1,076,268
	当期末残高		1,076,268
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		110,093
	当期末残高		110,093
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		1,000,000
	当期変動額	別途積立金の積立	600,000
	当期末残高		1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高		1,776,645
	当期変動額	別途積立金の積立	△600,000
		当期純利益	748,446
	当期末残高		1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高		2,886,738
	当期変動額		748,446
	当期末残高		3,635,184
株主資本合計	前期末残高		5,163,006
	当期変動額		748,446
	当期末残高		5,911,452
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		797
	当期変動額（純額）		1,189
	当期末残高		1,987
純資産合計	前期末残高		5,163,803
	当期変動額		749,635
	当期末残高		5,913,439

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）　　（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000

資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額　　当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	△2,747
	当期末残高	△761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

重要な会計方針

	第27期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第28期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同　左 その他有価証券 時価のあるもの 同　左 時価のないもの 同　左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15年～24年 器具備品　2年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間（5年）で償却しております。 ―――	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15年～24年 器具備品　4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同　左
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。	――
	(5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。	――

4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同　左

会計方針の変更

第27期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第28期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	――
――	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

第27期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第28期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
（貸借対照表） 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。 （損益計算書） 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。	―

次へ

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 （平成20年3月31日現在）	第28期 （平成21年3月31日現在）
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 39,094千円 未収運用受託報酬 31,655千円 未収投資助言報酬 75,675千円 立替金 10,312千円 その他 4,440千円 関係会社長期貸付金 850,000千円 預り金 898千円 未払手数料 20,346千円 その他未払金 5,172千円 未払費用 50,311千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 45,346千円 未収運用受託報酬 33,616千円 未収投資助言報酬 11,812千円 その他 3,636千円 関係会社長期貸付金 850,000千円 預り金 898千円 未払手数料 7,579千円 その他未払金 5,254千円 未払費用 11,248千円
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 57,897千円 器具備品 37,490千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 66,636千円 器具備品 57,790千円
3.金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	3.金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。

（損益計算書関係）

第27期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第28期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
*1.各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりです。 受取配当金 577,514千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息 14,758千円

*2.特別利益に含まれる業務補助補償 業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントが日本における業務の推進を図るために当社が提供した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発生したものについてソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメントから支払われたものであります。なお、当事業年度に発生したものについては、発生した費用と相殺しております。	*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのＳＧＹ外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第27期
（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

第28期
（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>第27期
（自 平成19年4月 1 日
至 平成20年3月31 日）</th><th>第28期
（自 平成20年4月 1 日
至 平成21年3月31 日）</th></tr>
<tr><td>

（単位：千円）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額</th><th>減価償却累計額相当額</th><th>期末残高相当額</th></tr>
<tr><td>器具備品</td><td>29,911</td><td>20,854</td><td>9,057</td></tr>
<tr><td>ソフトウェア</td><td>1,565</td><td>1,252</td><td>313</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>31,476</td><td>22,106</td><td>9,370</td></tr>
</table>

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内	5,784
1 年 超	3,763
合計	9,547

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,247
減価償却費相当額	9,843
支払利息相当額	222

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

</td><td>

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

</td></tr>
</table>

（有価証券関係）

第27期
（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	△946
	小計	7,100	6,154	△946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	503,978	536	-

4．時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（千円）
(1)子会社株式	
子会社株式	168,117
(2)その他有価証券	
非上場株式	30

5．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超１０年以内（千円）	１０年超（千円）
１．債券				

（1）国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
（2）社債	-	-	-	-
（3）その他	-	-	-	-
2．その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

第28期
（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	611,835	614,400	2,565
	(3) その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,730	304,050	△1,680
	(3) その他	6,000	3,832	△2,168
	小計	311,730	307,882	△3,848
合計		923,565	922,282	△1,283

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
国　債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3．時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（千円）
(1)子会社株式	
子会社株式	168,117
(2)その他有価証券	
非上場株式	30

４．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超５年以内 （千円）	５年超１０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
１．債券				
（１）国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
（２）社債	-	-	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

（デリバティブ取引関係）

第27期 （自　平成19年4月1日　至　平成20年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第28期 （自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	307百万ユーロ	投資顧問業	(被所有)間接100%	兼任 1人	事業の統括及び管理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資助言報酬	73,403
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150百万円	有価証券の保有	(被所有)直接100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

（注）

1．ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。

*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

2．兄弟会社

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブインベストメント	フランス パリ市	68,673千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,913	未払手数料	32,210
							運用再委託	支払投資顧問料 *1	49,245	未払投資顧問料	146,307
							業務補助	経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
								業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	1,179百万ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用受託報酬	15,685

親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	5,000千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用受託報酬	11,094

（注）

1．ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。

*2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。

*3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払を受けたものであります。

3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

１．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万ユーロ	投資顧問業	(被所有)間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資助言報酬	9,131
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都中央区	3,150百万円	有価証券の保有	(被所有)直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

１．ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。

*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブインベストメント	フランス パリ市	82,035千ユーロ	投資顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-

同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	1,179百万ユーロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用受託報酬	344
同一の親会社を持つ会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市	5,000千ユーロ	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用受託報酬	7,315

（注）

1．ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。

2． 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。

*2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。

3．上記金額には消費税等は含まれておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）

ＳＧＡＭノースパシフィック株式会社（非上場）

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	70,287	53,885
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,085	5,145
未払事業税等否認額	43,371	11,623
ゴルフ会員権評価損否認額	21,773	7,430
その他有価証券評価差額金	-	522
役員退職慰労引当金繰入否認額	8,854	-
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	20,345	-
過年度債権償却否認額	3,036	-
繰延税金資産小計	188,959	95,812
評価性引当額	△51,596	△29,556
繰延税金資産合計	137,363	66,257
繰延税金負債		
事業税還付未収金	-	△17,257
その他有価証券評価差額金	△ 1,363	-
繰延税金資産の純額	136,000	49,000

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期 (平成20年3月31日現在)	第28期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率		40.69%
（調　整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております	8.02%
住民税均等割		0.83%
評価性引当額		△7.95%
過年度法人税等還付額		△19.11%
過年度法人税等追徴額		0.84%
税額控除額		△1.41%
その他		△0.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.36%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用の額

（単位：千円）

	第27期 （平成20年3月31日現在）	第28期 （平成21年3月31日現在）
退職給付費用*1	567	1,333
その他 *2	49,234	44,588
合計	49,801	45,921

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。
*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第27期 （自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31 日）	第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）
1株当たり純資産額 2,463.93円 1株当たり当期純利益金額 311.85円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 748,446千円 普通株式に係る当期純利益 748,446千円 期中平均株式数 2,400千株	1株当たり純資産額 2,553.60円 1株当たり当期純利益金額 90.81円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株

（重要な後発事象）

第27期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものとします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また取締役が、他の会社の取締役、会計参与、監査役もしくは執行役に就任した場合または退任した場合には、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが必要です。

(2) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称　　株式会社りそな銀行

②資本金の額　　平成21年4月1日現在：279,928百万円

③関係業務の概要

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金	③事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	70,000百万円 1,196,200百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東海東京証券株式会社 そしあす証券株式会社 ワイエム証券株式会社 浜銀TT証券株式会社	6,000百万円 4,727百万円 1,270百万円 3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成21年3月末日現在

２【関係業務の概要】

(1)受託会社は以下の業務を行います。

①信託財産の保管・管理

②信託財産の計算

③信託財産に関する報告書の作成

④その他上記の業務に付随する一切の業務

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（参考情報）

再信託受託会社の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	平成21年3月末日現在 51,000百万円
資本構成	株式会社りそな銀行　33.33% 住友信託銀行株式会社　33.33% 中央三井トラスト・ホールディングス 33.33%
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社は以下の業務を行ないます。
①募集・販売の取扱い
②受益者に対する一部解約請求に関する事務
③受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
④受益者に対する運用報告書等の交付
⑤その他上記の業務に付随する一切の業務

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年12月 3日	臨時報告書提出
平成21年 2月27日	有価証券報告書提出
平成21年 2月27日	有価証券届出書の訂正届出書提出
平成21年 3月 6日	臨時報告書提出
平成21年 4月 1日	臨時報告書提出

独立監査人の監査報告書

平成21年7月27日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年12月1日から平成21年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２１年６月１６日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御中

監査法人 ト ー マ ツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士　後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士　鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月29日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年6月1日から平成20年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月１０日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御中

監査法人 ト ー マ ツ

指　定　社　員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指　定　社　員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第２７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。